

第二十二号議案

江戸川区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例を廃止する
条例

江戸川区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例（昭和五十一年十月江戸川区条例第四十二号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の江戸川区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例（以下「廃止条例」という。）の規定に基づき資金の貸付けを受けている者については、廃止条例第二条及び第八条から第十一条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金の貸付けを廃止する必要があるもので、本案を提出いたします。